

# 国民年金制度のお知らせ

## ～後納制度（国民年金保険料の納付期限の延長）について～

過去10年分まで国民年金保険料が納められます！

### ■納付可能期間を10年間に延長

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年9月までに限り、過去10年分まで納めることができる制度です。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

また、日本年金機構では、後納制度の利用が可能と思われるお客さまに「国民年金保険料の納付可能期間延長のお知らせ」をお送りしてお知らせしています。

### ※ご利用いただける方

- ①20歳以上60歳未満の方：10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間のある方。
  - ②60歳以上65歳未満の方：①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方。
  - ③65歳以上の方：年金受給資格がなく、①②の期間がある方。
- （注）老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。



### 1. 問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

**0 5 7 0 - 0 1 1 - 0 5 0**

0 5 0（一部）の電話、0 7 0の電話からおかけになる場合は  
0 3 - 6 7 3 1 - 2 0 1 5 番

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

#### ■受付時間

月～金曜日 午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで延長

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

（祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません）

### 2. 問い合わせは『釧路年金事務所（国民年金課）』へ TEL 0 1 5 4 - 2 2 - 5 8 1 0 番

このページに関するお問い合わせは『市保健課国保・年金担当』へ

TEL (23) 6 1 1 1 番 内線 2 1 2 5 ・ 2 1 2 6

【根室中継局】を受信している皆さんへ

## 3つのチャンネルがかわります！



◆HBC、STV、UHBのチャンネルがかわります。

◆新チャンネルは、10月28日から放送を開始しています。

また、これまでのチャンネルは、12月6日に終了する予定です。

◆デジタルテレビの多くは、自動的にチャンネル設定を行う機能がありますので、これまでどおりのリモコン番号でご覧いただけます。（この場合は、何もする必要はありません。）

◆テレビや録画機等で、HBC、STV、UHBが映らなくなった場合、手動による再設定をお願いします。（※）

**※ ご不明な点などがありましたら、下記コールセンターまでご相談ください！**

再設定方法が分からない場合、デジサポの対策員がお伺いし「無料」で再設定します。

【お問い合わせ窓口】デジサポ「チャンネル変更コールセンター」 電話：0120-922-303番

〈平日：9時～21時／土日祝：9時～18時〉 ※ IP電話等でつながらない場合 電話：03-4321-0770番